

[事案 2020-361] 契約無効請求

・令和3年10月8日 和解成立

<事案の概要>

募集人から、家族に相談する機会を阻害されたこと等を理由として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年11月に契約し、令和2年8月に解約した米ドル建終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、自分の実情に合っていないライフプランを示され、その内容にもとづいた虚偽の説明を受けた結果、不要で不利益な内容の保険を契約させられた。
- (2)募集人から、契約のことは家族に言わないほうが良いと言われ、家族に保険の要否を相談する機会を阻害された。
- (3)募集人から、2年以内に解約してもお金は戻ってこないと言われ、早期の解約を妨害されたが、実際は未経過保険料が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約前に申立人と3回面談して必要な説明と確認を行っており、申立人は、申込書等の書面により契約内容を確認している。
- (2)募集人は、申立人が家族に保険の要否を相談する機会を阻害してはいない。
- (3)契約時に未経過保険料の返金に関する説明をする義務はない。契約後も、令和2年8月に解約するまでは、申立人から解約に関する問い合わせは一度もなかったことから、未経過保険料の返金について説明する義務はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人が申立人に示したライフプランは、申立人の将来の意向とは無関係に募集人が主導して作成したもので、一生涯に必要な金額を保険で賄うという極端な内容であり、将来に対する不安を過剰にあおり、巨額の備えが必要であるかのように思わせた上で話を進め、適合性、合理性を欠く疑いのある契約に至らせたと考えられる。
- (2)募集人は、将来保険料を支払えなくなった場合は、一部解約により減額することができるので問題がないと考えていたと述べているが、将来の備えとして保険に加入したにもかかわらず、実際に保障が必要な万が一のときに、一部解約のために予定どおりの資金が得られなくなり、保険が無意味なものになりかねない。募集人は、保険料が申立人の収入に見合ったものかどうか、より慎重に検討すべきであった。

(3)募集人は申立人に対し、「(想像しただけで家族が反対するのは分かるので) 家族に言った場合にどうなるか想像して下さい。自分で決めて下さい。」と発言したことを事情聴取において認めているが、本契約が家族に発覚した場合、トラブルになることを自覚していたにもかかわらず、家族に相談しないままで契約を促すような発言をすることは、契約後のトラブルを予防するという観点からは望ましくない。